

議事録確認

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化について」に関する申し入れの交渉経過において、別紙のとおり確認した。

平成30年6月15日

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社
総務部勤労担当部長 原 潔



東日本旅客鉄道労働組合大宮地方本部
業務部長 清水 敏



[別紙]

- (組合) 今施策において、JRの保線部門における技術力・知識習得・安全レベルが維持できる根拠を示すこと。また、施策の趣旨を全社員に対して丁寧に説明すると共に、鉄道輸送の根幹である線路の安全が確実に確保できる体制を構築すること。
- (会社) これまで保線部門においては、人材育成、技術継承に取組んでおり、安全・安定輸送のレベルアップが図られたと認識している。本施策は、効率的かつ生産性の高い業務執行体制を構築するものであり、趣旨を関係社員に周知とともに、引き続きOJTや教育・訓練などを通じて安全のレベルアップや技術継承に取組んでいく考えである。
- (組合) 保線部門において、今後6年間で多くの退職者を予定していることに鑑み、エルダー本体枠勤務者になる社員の役割を明確にすること。また、業務運営上、運転適性検査や医学適性検査が重要になってくることから、検査の受講・受診に際してのフォローを十分に行うこと。
- (会社) エルダー社員の持つノウハウ等を業務運営や人材育成、技術継承において更に活かしていく考えである。また、各適性検査等の受検に際しては、これまで通り適切に取り扱っていく。

- (組 合) 施策実施後も、7年育成プランを継続して実施していくこと。また、新規採用者の教育は基礎技術と安全意識の養成、保線業務の習得を第一で行う体制を構築すること。
- (会 社) 新入社員を一定のレベルの判断力を有する技術者として育成するためには、7年を一つの目安としている。なお、社員の教育については集合研修や OJT を通じて、個々人の適性や成長度合いに応じた教育を今後も計画的に実施していく。
- (組 合) 列車見張員の見極め教育に際して、駅間の巡視周期が変更になることから、場当たり的な教育体制にならないよう教育計画を見直すこと。
- (会 社) 列車見張員等の見極めについては、これまでと同等の教育が施せるように、各保線技術センターの特情や新しい巡視周期を踏まえ、各保線技術センターで育成計画を定めていく。
- (組 合) 今年度の設備更新計画を具体的に示すこと。また、大宮構内・大宮操車場構内的一部分岐器について関係箇所と連携して取替計画を始動すること。
- (会 社) 今年度の設備更新としては、東北線での USP マクラギ化や分岐器の重軌条化、車両センター構内の PC マ克拉ギ化等を計画している。また、大宮駅構内等の一部岐器については、現場状況等を確認し対応を検討していく考えである。・
- (組 合) パートナー会社の労働条件向上の観点から、保守手続きや保安打合せ等において、現場実態を把握してスリム化を図ること。また、保守作業を行うにあたり、沿線住民に理解を求めるための策を JR として積極的に展開し、パートナー会社の労力を軽減すること。
- (会 社) この間、線閉総括表の導入等により保守手続きの改善を行ってきたところであり、今後もパートナー会社に対しては、定例会議や施工検討会等の機会を通してフォローしていく考えである。また、沿線住民への対応については、引き続き関係箇所と情報を共有し、地域イベント等を通して理解を求めていく。
- (組 合) 烏山線の業務移管に伴う施策出向について、役割が終了したら JR に復帰させ、移管業務はパートナー会社で運営していく体制を構築すること。なお、出向については「労働条件に関する協約」(平成 27 年 10 月 1 日締結) に則り取り扱うこと。
- (会 社) 出向は、パートナー会社の指導や人材の育成等を目的として行うものである。なお、出向期間は原則として 3 年間と考えている。

- (組 合) モニタリング巡視の実施時期について、7月1日の開始線区及び区間を示すと共に、今後の実施計画を示すこと。また、モニタリング巡視は全社員がシステム概要・操作を習熟してから実施すること。
- (会 社) 京浜東北線、武藏野線、東北貨物線、高崎線、東北線(赤羽～大宮、宇都宮～黒磯)については、7月1日以降、埼京線、川越線については8月以降順次モニタリング巡視を開始する計画である。モニタリング巡視については各保線技術センターにおいて説明を実施しているところであり、今後操作説明会に参加した社員を中心にOJT等を通して習熟度を高めていく考えである。
- (組 合) モニタリング巡視の実施に伴い、各保線技術センターの駅間における要注意箇所や気掛かり箇所については、3ヶ月に1回の線路総合巡視を補完する周期で個別的に設備点検を実施する体制を構築すること。
- (会 社) モニタリング巡視を基本とするが、気がかり箇所等がある場合には、必要により個別点検を実施する考えである。
- (組 合) 列車巡視の質を高めるために、車両前面の右側にもワイパーを整備するよう関係箇所に働きかけること。
- (会 社) 今後、関係箇所へ情報の共有を行っていく。
- (組 合) 日光線における軌道変位モニタリングの活用方法について示すと共に、基準値アラートの考え方を明らかにすること。
- (会 社) 高頻度の軌道変位データの取得が可能であることから、基準値超過防止や施工後の軌道劣化の評価、引継検査(動的検収)に活用していく。なお、基準値アラートメールが届いた場合は、速やかに現場調査を実施し、必要な対応を行う考えである。
- (組 合) 軌道変位モニタリングと仕上がり検査(引継検査)の考え方を明らかにすること。また、現在行っている引継検査から変更になる内容を明らかにし、その根拠を示すこと。
- (会 社) 軌道変位モニタリングを行う線区の駅間については引継検査(動的)を行う。現在行っている引継検査(静的)は工事施工後から概ね2週間後に実施されるが、モニタリング装置による引継検査(動的)は施工後4週間以内に実施する。なお、期間についてはデータ検証により定めたものである。
- (組 合) モニタリング巡視の実施後も、施工基面整備を計画的に実施すること。また、雑草対策として防草土や防草シートを積極的に導入して施工すること。
- (会 社) モニタリング巡視実施後も防草土等、雑草対策を含めた施工基面整備を計画的に行っていく考えである。

- (組 合) モニタリング巡視の実施に際して、材料モニタリングの特性を鑑み、線路歩行や作業等に伴う注意喚起を関係箇所に周知して、極力支障のないような環境を維持するよう働きかけること。
- (会 社) 碎石等が締結装置上に乗っている場合、スクリーニング作業に支障をきたし、材料モニタリングデータが正確に取得できないため、パートナー会社を含めた他系統職場に情報を周知していく。また、検測の際は、車両下部よりレーザーが発光されるため、乗務員への周知を改めて実施していく。
- (組 合) 小山車両センターにおけるモニタリング装置のカメラ清掃について、保線社員に負担が掛かっていること及び業務区分と安全確保の観点からも早急に車両センターと調整を行い、保線社員の負担を解消すること。
- (会 社) 小山車両センターについては、設備改良等に向け関係箇所と計画を進めているところである。
- (組 合) 鳥山線の業務移管に伴い、JRとパートナー会社の業務区分を明確にすること。なお、運転保安に関わる判断業務はJRが行うこと。また、業務移管後もJRとパートナー会社で施策に伴う意見交換を定例的に実施して、課題については改善を図ること。
- (会 社) 現在移管している業務に加えて、修繕要否の判別を含む軌道の検査及び修繕をパートナー会社で実施する。なお、列車による線路総合巡視や検査から修繕までの実施状況の把握のほか、計画的に実施する修繕や運転規制の解除に関する技術判断等の管理に係る業務は当社が実施する。なお、パートナー会社と定期的な意見交換会を開催し、課題整理及びフォローを実施していく考えである。
- (組 合) 鳥山線の業務移管に伴い、異常時にJRが迅速に対応できるよう、線区特情把握や土地勘を養成できる体制を職場の意見を基に構築すること。
- (会 社) 関係社員の意見を聞きながら、保線技術センター内における教育・訓練等を通じて、教育担当者と安全担当者が中心となり異常時対応能力の維持向上を図っていく。
- (組 合) 鳥山線の異常時や災害警備に活用する宝積寺デポについて、トイレの洋式化など職場の意見を基に設備改善を行うこと。また、鳥山構内にある乗務員宿泊所の一部改良など、保線社員が待機できる環境を整えること。
- (会 社) 今後必要により検討していく考えである。

(組 合) 代表保線技術センターの「保線技術グループ」再配置において、グループの必要性と実施する業務・役割を明確にすること。また、グループを担う社員に対してはその業務と役割を丁寧に説明し、保線部門の技術継承が確実に行える体制とすること。

(会 社) 各保線技術センターの日々の業務に対する技術支援を行うグループとして、代表保線技術センターに保線技術グループを再配置し、検査から修繕までの適正な業務運営の支援を行う。なお、役割については関係社員へ周知していく。

(組 合) 施策の実施に伴い、マニュアルやフロー、業務区分、QAなど速やかに作成して社員に周知すること。

(会 社) 関係マニュアル等の整備を行い、社員へ周知していく。

(組 合) 実施後に問題点が発生した時は速やかに改善に向けて取り組むこと。

(会 社) 問題は生じないと考えているが、具体的に提起があれば「労使間の取扱いに関する協約（平成 27 年 10 月 1 日締結）」に則り取り扱っていく。